



2009年4月6日

各 位

東京都品川区南大井六丁目25番3号  
日本通信株式会社  
代表取締役社長 三田 聖二  
(コード番号: 9424)  
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久  
電話 03-5767-9100 (代表)

### 行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ

日本通信株式会社(以下、「当社」という)は、2009年3月10日にお知らせいたしました「行使価額修正条項付第1回新株予約権(第三者割当て)の取得及び消却、行使価額修正条項付2回新株予約権(MSワラント)(第三者割当て)の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結に関するお知らせ」にあるとおり、2007年12月21日にメリルリンチ日本証券株式会社(本社:東京都中央区。以下「メリルリンチ」という)に発行した行使価額修正条項付第1回新株予約権(第三者割当て)(以下、「第1回新株予約権」という)の未行使残高(30,000株分)を2009年3月25日にメリルリンチから取得したうえで消却し、同日、取得・消却した新株予約権と同数の30,000株分の新株予約権を第2回新株予約権(第三者割当て)(以下、「第2回新株予約権」という)としてメリルリンチに発行いたしました。

第1回新株予約権および第2回新株予約権のいずれも、メリルリンチの「エクイティ・コミットメント・ライン」というプランによるものであり、新株予約権の行使価額が当社株式の市場価格に連動するものとなっておりますので、大阪証券取引所の規則にもとづき、行使価額修正条項付新株予約権として月間行使状況を開示いたします。

なお、第1回新株予約権は2009年3月25日に消却されており、第2回新株予約権は2009年3月25日に発行後翌26日から行使が可能となっておりますので、第1回新株予約権については3月1日から24日まで、第2回新株予約権については3月26日から31日までの行使状況をお知らせいたします。第1回新株予約権および第2回新株予約権のいずれも、対象月間において行使はありませんが、修正条項にもとづく行使価額の修正は次のとおりです。

#### 記

##### I. 第1回新株予約権の月間行使状況(3月1日から24日まで)

1. 銘柄名:	日本通信株式会社第1回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数:	一株
3. 対象月間の行使額面総額:	一千円
4. 対象月の前月末時点における未行使残存額:	951,000 千円
5. 対象月の月末時点における未行使残存額:	一千円

6. 対象月間における転換又は行使の状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使額面総額 (千円)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
3月2日 (月)	—	—	31,700	—
3月3日 (火)	—	—	31,700	—
3月4日 (水)	—	—	31,700	—
3月5日 (木)	—	—	31,700	—
3月6日 (金)	—	—	31,700	—
3月9日 (月)	—	—	31,700	—
3月10日 (火)	—	—	31,700	—
3月11日 (水)	—	—	31,700	—
3月12日 (木)	—	—	31,700	—
3月13日 (金)	—	—	31,700	—
3月16日 (月)	—	—	31,700	—
3月17日 (火)	—	—	31,700	—
3月18日 (水)	—	—	31,700	—
3月19日 (木)	—	—	31,700	—
3月23日 (月)	—	—	31,700	—
3月24日 (火)	—	—	31,700	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：236,056株（うち自己株式数：30株）

7. 転換又は行使制限に関する状況

- 大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第5条、企業行動規範に関する規則の取扱い1(1)～(6)までの定めによる行使制限（注）の遵守状況について

①全ての回数を合算した交付株式数 (株)	②発行の払込日時点における上場株式数 (株)	③行使制限に係る行使比率 (=①/②) (%)
—	224,455.63	—

（注）同規則では、上場会社が新株予約権等の買受人と締結する契約において、「新株予約権等の行使により取得することとなる株式数が、当該新株予約権等の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分については新株予約権等の行使を行うことができない」旨の行使制限を定めるものとしており、当社とメリルリンチ日本証券株式会社が締結した契約においても、上記の行使制限を定めています。したがって、行使があった場合には、本項に行使比率を記載することにより、行使制限条項の遵守状況を開示します。ただし、当月においては当該新株予約権の行使はないため、該当事項はありません。

II. 第2回新株予約権の月間行使状況（3月26日から31日まで）

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1. 銘柄名：                 | 日本通信株式会社第2回新株予約権 |
| 2. 対象月間の交付株式数：          | —株               |
| 3. 対象月間の行使額面総額：         | —千円              |
| 4. 対象月の前月末時点における未行使残存額： | —千円              |
| 5. 対象月の月末時点における未行使残存額：  | 1,086,300千円      |

6. 対象月間における転換又は行使の状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使額面総額 (千円)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
3月26日 (木)	—	—	28,068	—
3月27日 (金)	—	—	29,493	—
3月30日 (月)	—	—	32,805	—
3月31日 (火)	—	—	36,210	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：236,056株（うち自己株式数：30株）

7. 転換又は行使制限に関する状況

- 大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第5条、企業行動規範に関する規則の取扱い1(1)～(6)までの定めによる行使制限（注）の遵守状況について

①全ての回数を合算した交付株式数 (株)	②発行の払込日時点における上場株式数 (株)	③行使制限に係る行使比率 (=①/②) (%)
—	236,056	—

（注）同規則では、上場会社が新株予約権等の買受人と締結する契約において、「新株予約権等の行使により取得することとなる株式数が、当該新株予約権等の発行の払込日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分については新株予約権等の行使を行うことができない」旨の行使制限を定めるものとしており、当社とメリルリンチ日本証券株式会社が締結した契約においても、上記の行使制限を定めています。したがって、行使があった場合には、本項に行使比率を記載することにより、行使制限条項の遵守状況を開示します。ただし、当月においては当該新株予約権の行使はないため、該当事項はありません。

以 上

■日本通信株式会社 会社概要

- 社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）
- 代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）
- 資本金： 2,672百万円（2009年3月31日現在）
- 設立： 1996年5月24日
- 事業内容： ●日本初のMVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
- 「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにしたEnd to Endのワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
  - 「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
  - ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。